

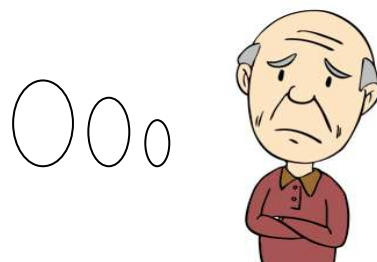
ちいきふくしけんりようごじぎょう ごあんない
地域福祉権利擁護事業のご案内

～ 安心して暮らすために ～

滋賀県内の市町社会福祉協議会では、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていけるよう、本人の意思決定にもとづき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行う地域福祉権利擁護事業を実施しています。

※ 全国的には“日常生活自立支援事業”という名称が一般的ですが、滋賀県では“地域福祉権利擁護事業”を名称としています。また、本事業は社会福祉法上「福祉サービス利用援助事業」として位置づけられています。

福祉や介護のサービスを利用したいけど、自分では申し込めない・・・
故郷で暮らす両親の金銭管理が不安・・・
通帳やハンコ、大事な書類の起き場所を忘れてしまう・・・
知的障害のある親戚の人がもらった年金をすぐに使ってしまう・・・
水道代や電気代の支払いを忘れてしまう・・・ etc



◆ 利用できる人は…

認知症や知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な方で、福祉サービスの利用の仕方や手続きに不安があったり、日時的な金銭の管理が不安な方を対象としています。

※障害者手帳等の有無は問いません。

◆ だれがお手伝いしてくれるの？

お住まいの市町の社会福祉協議会（社協）にまずはご相談ください。専門員や生活支援員がお話を聞きお手伝いをします。

◆ どんなことをしてくれるの？

- ①福祉サービス利用援助：福祉サービスに関する相談やサービスの内容を説明したり、申込みや契約を一緒に行うなど、福祉サービスの利用をお手伝いします・
- ②日常的な金銭管理サービス：年金や手当を受け取るための手続き、病院のお金や公共料金の支払いなど、暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。
- ③書類預かりサービス：銀行や郵便局、農協の通帳、年金や保険の証書、権利証やはんこなどを大切にお預かりします。

◆ どうすればサービスを利用できるの？

まずは、お住まいの市町の社会福祉協議会へご相談ください。担当職員が本人と一緒にサービスの内容を考えたり、説明させていただきます。その後、サービスの内容や利用頻度等を定めた支援計画を作成し、契約いたします。契約後は支援計画にそって、担当職員がサービスを提供します。

◆ お金はかかるの？

相談は無料ですが、サービスが始まると利用料金がかかります。ただし、生活保護世帯は無料です。その他、詳細の料金体系は各市町社協により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

申込み・問い合わせ先

○お申込みや相談はお住まいの市町社会福祉協議会へお問い合わせください。

○本事業の一般的なお問い合わせなど

滋賀県社会福祉協議会 地域福祉部 相談支援担当 TEL 077-566-4491 FAX 077-566-3581